

刑事手続における 救済としての憲法判断の遡及効について

——近時の合衆国最高裁判所判例の展開を中心として——

麻妻 和人

1. はじめに
2. アメリカ合衆国の刑事手続における救済制度
3. 合衆国における遡及効の議論の歴史的背景
4. 憲法上の新たなルールの上及適用に関する合衆国最高裁判所判例の展開
5. 検討
6. おわりに

1. はじめに

人間が行うことに誤りは避けられない。刑事裁判も例外ではないので、慎重な捜査が行われ、検察官が証拠を吟味して公訴を提起し、当事者主義に基づく主張、立証のうえでなされた裁判は、まず誤りがないものとの信頼性が担保されているが、それでもなお誤りは生じうる。事実の認定が誤っていたり、信頼性を担保する手続上の基準や原則に誤りがあつたりする場合がある。また、当時存在しないと思われた証拠が後になって事実認定への疑問を抱かせたり、当時誤りだと思われていなかったことが、重大な誤りであったと判明したりすることもある。このような場合には誤った裁判からの「救済」がなされなければならない。

わが国の刑事裁判における救済制度には、現行法上、未確定の裁判に対し上級裁判所に救済を求める上訴制度（刑訴法 351 条～ 434 条）と、確定裁判に対する救済を求める非常救済制度（刑訴法 435 条～ 460 条）がある。

上訴には、判決に対する控訴および上告と、決定や命令に対する抗告があり、その目的は憲法法律に反する活動から被告人の救済を図るとともに、法の解釈を統一し、法運用の基準を監督することにある¹。とりわけ上告審において最高裁判所は、違憲審査権を通じ、憲法の予定する基本的手続を確保し、憲法上の基本権を保障する役割を果たす。この役割から、憲法違反と判例違反が上告理由とされている(刑訴法 405 条 1 号)。このうち判例違反とは、最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと(同条 2 号)をいう。また、最高裁判所の判例がないときには、大審院もしくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又は現行刑訴法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと(同 3 号)を言う。本条にいう「判例」が、原判決前または上告理由があるとされている手続以前の判例を指すのか否かについては明文の規定はない。この点、わが国の最高裁にはこれを否定する裁判例もあるが²、「判例」を原判決や手続以前の判例に限定する理由はないとする立場³もあり、上訴審において判例に遡及効を認めるべきかどうかについては議論がある。

非常救済制度には、不当な事実誤認を正すための制度である再審と、法令違反を正すための制度である非常上告がある。前者は事実誤認を対象とするので法令違反、判例違反はその射程に入らない。これに対して非常上告は法令違反を理由とするもので、その目的はまず法令解釈、適用の統一性を図ることであるが、具体的事件における被告人の救済もその射程に入るので、確定判決後に下された判決の遡及適用による救済は解釈論上まったく問題とならないわけではないと思われる。しかし、確定判決後の判決に基づいて非常上告による救済が図られたことはなく、実務上、確定判決に対して判例に遡及効は認められないことを前提に運用されていると考えられる⁴。

これまで、最高裁判所による違憲判決の効力に関連しては、違憲無効とされた法律および規則を法令集から除去せしめる効力を持つかどうかという問題として、個別的効力説と一般的効力説との対立を中心に議論されてきた。しかし、近年、個別的効力説に立つ場合でも行政府や立法府に何らかの拘束力を認めるという考え方が有力となっており、両説は接近、収斂傾向にあることから、この点を論ずることについてあまり意味はないとされてきている⁵。むしろこの問題は、当該法律について違憲無効が宣言される以前に、当該法

律を合憲なものとしてなされた訴訟手続や判決に違憲判決が遡及的に適用されるかという問題として重要である。とりわけ、刑事法の分野においては、有罪判決を宣告される者や既に有罪判決が確定した者にとっては、最高裁判所による判断の遡及効が認められるか否かはその生命や自由に直接に関係するだけに、上訴や再審、非常上告といった制度における救済の問題を考えるうえで重要な意味を有する。しかしこれまで、わが国において、このような刑事法の領域における救済の問題として憲法判断の遡及効の問題が論じられることはあまりなかったようである⁶。

わが国での議論がかかる状況である一方で、アメリカ合衆国では、この問題は裁判所が新たに宣言したルールの遡及適用の問題として盛んに議論されてきた。後述するように、これらの議論は連邦の人身保護手続に関連して展開されてきたが、2016年、合衆国最高裁判所は、合衆国最高裁判所が判断した新たな「実体的ルール」は州の確定判決に対し遡及効を有し、それは憲法上の要求に基づくものであるとの判断を下した⁷。この判断が示すように、判決の遡及効が合衆国憲法上の要求であるとするならば、わが国にも何らかの示唆が得られるのではないか。もとより、合衆国とわが国では制度の構造も先例の意味も異なり、合衆国での議論がそのまま当てはまるものではないことは当然であるが、本稿では、合衆国の刑事手続における遡及効の問題について、近時の合衆国最高裁判所判例の展開を概観し検討することによって、わが国の刑事裁判における救済の在り方についての手がかりを得たいと考えるものである。

2. アメリカ合衆国の刑事手続における救済制度

アメリカ合衆国は、全体としての国家である連邦と、これを構成する50の州によって成立する複合的国家形態である連邦制を採用している。そこでは、州は主権の一部を連邦に割譲する一方で割譲されなかった部分については主権を維持し、割譲された部分については連邦が州を拘束するという二重主権の構造となっている。この連邦制の下では、司法制度についても、連邦の司法制度と州の司法制度が並立することになる。裁判所の体系も連邦裁判

所と州裁判所が併存し、連邦裁判所は合衆国憲法および連邦法で認められた範囲内でのみその権限を行使し、連邦裁判所の専属管轄でない限り州裁判所は管轄権を有する。このような構造は刑事手続における救済制度において次のような形となって表れる。

まず、州の公判裁判所での有罪判決を受けた被告人は、州の上訴手続に基づき、州の上訴裁判所で自らが有罪とされた実体法や手続法が州法や合衆国憲法ないしその他の連邦法に違反するという主張を行うことができる。次に、州の最上級裁判所において主張が認められなかった場合には、当該事件での合衆国憲法の問題について合衆国最高裁判所に上訴することができる。こうした一連の上訴手続を通常上訴 (direct review) という (28 U.S.C. §1257)。この通常上訴手続の他に、有罪判決確定後に州裁判所に対して改めて有罪判決を争う州の事後的審査の手続が設けられている。さらにこれとは別に連邦裁判所でも、州で有罪とされ身柄を拘禁されている者について、当該拘禁が合衆国憲法やその他の連邦法に反する場合の救済手続として連邦の人身保護手続 (habeas corpus proceeding) が設けられている (28 U.S.C. §2241)。また、連邦の専属管轄である事件について連邦の公判裁判所での有罪判決を受けた被告人は、連邦の上訴手続に基づき連邦の上訴裁判所で争うことができ、確定判決後は連邦裁判所において人身保護手続による救済を申し立てることができることとなっている⁸。

刑事手続における判例の遡及効の問題は、いずれの手続においても問題となり得るが、この問題についての議論は、とりわけ、州裁判所による有罪判決確定後の連邦の人身保護請求手続に関連する合衆国最高裁判所の判断において発展してきた。合衆国における人身保護令状は、裁判権 (jurisdiction) を欠く手続によって身体の拘束を受けていると主張する者について、正当な理由を欠き、正当な手続を経ないで身柄を拘束されていることが証明された場合には、被拘束者の身柄拘束の決定を破棄し即座に釈放することや、あるいは新たな審理などの適切な措置を講ずることを命ずる事後的救済制度である⁹。この制度は、通常上訴手続と異なって、事実認定や下位の裁判所の判決の当否を直接に争うものではなく、現実に行われている身柄拘禁の違法性そのものを事後的に争うものであり (collateral attack)、そのための一定の要件さえ満たせば請求することができる¹⁰。従って、州の公判裁判所からあ

らゆる上訴手続を経た末に確定判決を受け身柄を拘束されている者であっても、請求することができ、とりわけ死刑の言い渡しを受け身柄を拘禁されている者や、絶対的終身刑を科された者にとっては、自らの人生を取り戻すための最後の手段となる。このような意味を持つ手続であるが故に、同手続において、確定裁判の後に宣言された合衆国憲法上の新たな権利を認めるルールを根拠として、身柄拘禁からの救済を求める請求がなされることとなる。しかし、いったん確定した有罪判決に、連邦の人身保護手続による救済を認めることは、有罪判決を無効とするものではないとしても、結果的に連邦が州の有罪判決を覆すものに他ならないので、連邦制を基礎として成り立っている合衆国の刑事司法制度に大きな影響を及ぼす。人身保護手続において、有罪判決時には存在しなかった合衆国憲法上の新たなルールが確定判決を経た者にも遡及的に適用されるかどうかという点は、州の確定判決の終局性や、州への礼讓の観点から大きな問題を孕むことになる。このような連邦の人身保護手続の性格から¹¹、遡及効の問題は主に人身保護手続における救済の範囲と関連して議論が積み重ねられてきたのである。

3. 合衆国における遡及効の議論の歴史的背景

英米の伝統的なコモンローの考え方では、裁判所の役割は「新たな法を宣言する」ことではなく、「古き法を維持し解釈する」ことにあるとされてきた¹²。これによれば、裁判官が「新たなルール」であると思われるものを示したとしても、それは新たな法の宣言ではなく、それまでの誤った解釈を白日に晒し、真の法を発見したに過ぎないということになる。「先例が明らかに不合理で正義に反するものであることが判明したとすれば、その判決は『悪法』ではなく『法ではない』」¹³とされる。この理解によれば、法は議会が制定するものであって、裁判所は議会が制定した法を適用する機関である以上立法機能を担う権限はないのであるから、裁判所が新たに宣言したルールは「既に存在していた」ものを発見したと解釈されなければならない、それゆえ、裁判所による新たなルールは遡及適用されると理解されてきており¹⁴、このようなコモンローの伝統を引き継いだ合衆国においても、建国当初より

同様の理解がなされてきた。しかし、新たなルールが遡及的に適用されることによって、確定判決を経た判決が次々に覆されるということになると、実務上非常に不安定な状況が生じ、混乱は避けられない。また、時代の変化に対応して法解釈の変更が求められる場合には、伝統的な考え方を墨守しているだけでは不適切な結果となる場合がある。

こうした認識から、伝統的な考え方に対しては疑問が投げかけられ、リアリズム法学 (realism jurisprudence) の立場から、新たな判断によって覆されたルールも、その時点までは有効なものとして一般に信頼されてきたものであるから、新たなルールの遡及的適用は当事者の期待を無にしてしまうことになるとの主張が有力になされ、一定の支持を得るようになった¹⁵。そして、こうした考え方を基礎とする合衆国最高裁判所の判断も下されるに至った¹⁶。とはいえ、そのような立場からの強い批判を受けながらも、合衆国最高裁判所は基本的に遡及効を認める伝統的な見解を採用し続け、その状況は 1960 年代まで続いた。

合衆国において、1960 年代にいわゆる「刑事法の革命」をもたらしたウォーレンコートの時代に、刑事司法の転換点ともいうべき法執行や公判の基準となる重要な原則が宣言され、第 14 修正のデュー・プロセス条項を通じて、合衆国憲法第 1 修正から第 8 修正までの基本権保障を州の法運用に及ぼしていくようになった。たとえば、第 14 修正のデュー・プロセスの内容には効果的な弁護の保障が含まれるとした *Gideon v. Wainwright*¹⁷、不合理な捜索・押収により入手した証拠とそれに由来する証拠の排除を第 14 修正の内容とした *Mapp v. Ohio*¹⁸、身柄拘束下での取調べは供述の自由を侵害するものと強力に推定し、供述の自由と弁護権の告知があることをその推定を破る条件とした *Miranda v. Arizona*¹⁹、公訴事実の全要素たる事実について訴追側に挙証責任があり、その要素の不存在について被告人に挙証責任を転換するのはデュー・プロセスに反するとした *In re Winship*²⁰ など、合衆国の法執行や公判の基準となる新たなルールを示した判断がそれである。そして時期を前後して、*Fay v. Noia*²¹ により連邦の人身保護令状に基づく救済の範囲が広げられると、拘禁中の多くの者によって人身保護手続により新たなルールの適用を求める請求がなされるようになった。こうした背景の下で、合衆国最高裁判所がその判断において宣言したニュールールすなわち、刑事

手続における合衆国憲法上の新たなルールが、それ以前の判決に遡及効を有するかどうかについての原則的な見解が求められるようになり、合衆国最高裁はその基準についての問題を取り上げることとなった。

以下では、刑事手続における憲法上の新たなルールの遡及適用について、合衆国最高裁判所の判断を概観する。

4. 憲法上の新たなルールの遡及適用に関する合衆国最高裁判所判例の展開

憲法上の新たなルールが遡及的に適用されるかどうかの問題についての合衆国最高裁判所の判断は次のように整理することができる。

(1) 初期の判断枠組み

合衆国最高裁判所が明確に新たなルールの遡及適用の基準に取り組んだ初めての判断が1965年の *Linkletter v. Walker*²² である。前述した *Mapp* では、それまで不合理な捜索からの保護は第14修正の内容に包含され州への適用を肯定しつつも排除法則は第14修正に内包されず州に適用されないとしていた *Wolf v. Colorado*²³ を変更し、州の官憲による不合理な捜索・押収によって入手された証拠の排除をしないことは適正手続による保護を定める第14修正の下での被告人の権利を侵害するものとして違法であるとして、排除法則が第14修正の内容をなすとの新たなルールが宣言された。

Linkletter では、この *Mapp* の新たなルールが連邦の人身保護手続に遡及適用されるかどうかが問題となった。合衆国最高裁判所は次の点を指摘して遡及効を否定した。すなわち、第1に、*Mapp* のルールは基本権を侵害する捜査活動によって入手した証拠を排除することによって、政策的に将来の法執行機関による権限濫用活動を抑止することをその目的としているので、このルールを遡及的に適用したとしても、その目的を促進することにはならない。第2に、州の法執行機関や裁判所はそれまでの *Wolf* に信頼を寄せてきたのであり、*Wolf* に依拠してなされた法執行や判断は無理からぬものである。第3に、*Mapp* の新たなルールを遡及的に適用した場合、きわめて多く

の有罪確定判決を見直す必要があり、それは司法の運営に重大な影響を及ぼす。

このようにして、Linkletter は新たなルールの目的、既存のルールについての州の法執行機関が寄せていた信頼の程度、実務への影響などを考慮に入れ、それぞれにつきメリットとデメリットをケース・バイ・ケースで衡量したうえで遡及適用の有無が決定されるべきであるとの判断を示した。

その後、Linkletter 基準は、通常上訴であると事後的審査であるとを問わず適用されることとなったが、ケース・バイ・ケースの判断であるが故に、以後、遡及適用の及ぶ範囲について著しく異なる結論が示されることとなり²⁴、比較衡量による基準の不明確性と、恣意的で場当たりのな判断がなされるおそれがあるとの批判に晒されることとなった²⁵。

(2) 現在の判断枠組み

こうした批判の下、合衆国最高裁判所はその後 1987 年になって、まず通常上訴における新たなルールの遡及適用に関する基準についての判断を示した。Griffith v. Kentucky²⁶ である。この事件は、陪審員選任手続における人種差別に基づく忌避を違憲とした Batson v. Kentucky²⁷ の新たなルールが、そのルールが宣言された当時通常上訴に継続中の事例に適用されるかが争われた事案であるが、合衆国最高裁判所は Linkletter 基準を放棄し、新たなルールが宣言された当時通常上訴に継続中の事案についてはすべて、新たなルールが憲法上の要求として遡及的に適用され、州の裁判所もそれに拘束されるとした。

そして、Griffith の 2 年後の 1989 年、Batson のルールが連邦人身保護手続に係属中の事案に適用されるかが問題となった Teague v. Lane²⁸ において、連邦の人身保護請求に係る事案の遡及効についての枠組みが示された。Teague では、州の手続で確定した判断についての連邦の人身保護請求手続において、刑事手続に関する憲法上の新たなルールは、それが宣言される前に確定していたケースには適用されないとの原則が示された。そのうえで、刑事立法の権限が及ばないある種の一次的な個人の行為 (certain kinds of primary, private individual conduct) に関するルール (有罪・無罪の判断にかかわる実体的なルール) である場合²⁹ と、公判の基本的な公正さに影

響を与えるきわめて重要なルールである場合には、例外として新たなルールが遡及適用されるとした。

このようにして Teague は確定判決後の連邦による救済の範囲を極めて限定的なものにした。連邦の人身保護手続は、州の事件に合衆国憲法の基本権保障を適用して救済を図るために発展した手続である。事実認定については州の公判裁判所で終局的なものとなるが、一方で合衆国憲法の基本権保障の問題については合衆国最高裁判所の判断がなされない限り終局性を持つことはないので、連邦の裁判所により救済することが可能である。しかし、判決が確定した後に基本権保障の問題に関する新たな争点が生じるたびに、連邦の裁判所に事件が係属し蒸し返されることになれば、連邦制の下での合衆国と州との間の礼讓 (comity) を損なうこととなり、法的な安定性も害されることになる。Teague ではこの点を重視し、合衆国憲法の下で連邦の統一性を確保するための基本的なルールや、裁判の公正さに影響を与える極めて重要なルールであるなど、特に例外的な場合を除いて、連邦の人身保護請求手続では、有罪判決が確定した時点で存在していた合衆国憲法上のルールにしたがって拘禁の正当性を審査し、その救済の適否を判断するとの基準を示したのである。

この Teague の判断枠組みによれば、遡及適用の有無については、まず、宣言されたルールが新たなルールかどうかを判断し³⁰、新たなルールであるとされた場合には、先の二つの例外にあたるかどうかを判断することになる。この枠組みに従って、連邦の人身保護手続において合衆国最高裁判所の判断が積み重ねられ、新たなルールの遡及適用に関する法理が形成されていくこととなる。

たとえば、死刑選択の際の加重事由の判断は陪審が行わなければならないとして Wolton v. Arizona³¹ を変更した Ring v. Arizona³² の新たなルールが、連邦の人身保護手続において州の確定判決に遡及適用されるかどうかの問題となったのが Schriro v. Summerlin³³ である。合衆国最高裁判所は、有罪・無罪の判断にかかわる新しいルールは遡及的に適用されるが、手続に関する新しいルールは一般に遡及的には適用されず、刑事手続の基本的公正と精確性に関係するような刑事手続の転換点となるようなルールについてのみ遡及的適用が認められるとする Teague の枠組みを確認した。そのうえで、Ring

は新たなルールであるが、手続に関するものとして分類されるのが適切であって、刑事手続の転換点となるようなルールを宣言したものではないと判示した³⁴。

また、Whorton v. Bockting³⁵ は、公判での供述証拠となる供述 (testimonial statement) が争点になった場合に憲法上の要求を満たす信頼性の徴表があるというためには、合衆国憲法が現に規定しているように、被告人に対し証人との対決が保障されなければならないとして、Ohio v. Roberts³⁶ を変更した Crawford v. Washington³⁷ が、同じく連邦の人身保護手続において確定判決に遡及適用されるか問題となった事例である。合衆国最高裁判所は Teague の枠組みに従い、Crawford は新たなルールにあたるが、手続的ルールであるとし、Crawford を前述の Gideon と比較しつつ、刑事手続の転換点となるようなルールを宣言したものではないとした。

このように Teague の原則は合衆国最高裁判所の刑事手続における新たなルールの遡及適用についての先例として確立しているが、Teague およびその枠組みに従った判断は連邦の人身保護手続における遡及適用に関する事例であった。そのため、この Teague の枠組みによる判断が積み重ねられる中で、それが連邦人身保護手続に限定されるものであるのか、それとも、州の事後的審査において州裁判所を拘束するのかという点が問題とされるようになった。すなわち、州裁判所が州の事後的審査において Teague における遡及効の例外の要件を緩和し、より広い救済を与えることができるのかという問題と、Teague の示す例外が州裁判所を拘束するのかという問題である。

その後、前者について、合衆国最高裁判所は、Danforth v. Minnesota³⁸ において、Teague の不遡及原則は連邦人身保護手続における連邦裁判所の権限を制限するにとどまり、州の裁判所がその事後的審査において、自ら下した有罪判決に対して、Teague より広い救済を与えることは合衆国憲法上許容されているとした。本判断は、州への礼譲を重視する Teague の枠組みに従った判断であるということができよう。

しかし、後者の問い、すなわち Teague で新たなルールが遡及適用される例外的な場合であるとされた実体的なルールや、刑事手続における転換点となるようなルールに、州が遡及適用を認めなかった場合にはどのように扱われるべきなのかについてはこれまで明らかではなかった。

(3) Montgomery 判決³⁹

こうした状況の中で、2016年1月合衆国最高裁判所は、少年に対する仮釈放の可能性のない終身刑（絶対的終身刑）を必要刑として科すことは合衆国憲法第8修正の残虐かつ異常な刑罰にあたり憲法違反であるとする Miller v. Alabama⁴⁰ が、すでに州の手続において確定した州の判決にも遡及的に適用されるとする Montgomery の判断を下した。Miller の判断がなされた当時、少年時の犯罪によって絶対的終身刑で服役中の受刑者が合衆国全体でおよそ2,500名存在し⁴¹、それらの者が救済の対象となりうることから、その社会的、政治的な影響は大きく、この判断をきっかけに遡及効の問題があらためて議論されることになった。このような社会的、政治的な影響はさておき、Montgomery は合衆国最高裁判所の Miller における判断を州裁判所が遡及適用しなかったことについて合衆国最高裁判所は審査する管轄権を有し、Miller は州の確定判決に遡及して適用される実体的なルールであると判断した事例である。Teague の実体的ルールの例外が憲法上の要求であり州裁判所を拘束するとした点と、Miller で示されたルールが遡及適用されるとした点で重要であると思われるので、やや詳細に紹介する。

(i) 事実の概要

1963年、当時17歳であった申請人モンゴメリーはルイジアナ州で保安官代理を殺害したとして謀殺の罪で起訴され、有罪となり死刑を宣告されたが、ルイジアナ州 Supreme Court は公衆の偏見により公正な裁判が妨げられたとして、有罪判決を破棄した。申請人は再度の公判に付され、陪審は「死刑以外の刑罰が科される有罪」の評決を下し、ルイジアナ州法ではこのような場合には絶対的終身刑を必要的に科すとされていたため、申請人は犯行当時若年であったことや、結果予見能力、自立能力などに関する専門家の証言、自身の更生可能性といった減軽証拠を示す機会がないまま、絶対的終身刑が宣告された。

その後、モンゴメリーが最初に身柄を拘束されてから、およそ50年後の2012年に合衆国最高裁判所は Miller の判断を下した。Miller では、未成年で殺人を犯した者に絶対的終身刑を必要的に科すことは、合衆国憲法第8修正の「残虐かつ異常な刑罰」の禁止に抵触するか否かが争点とされたが、少

年は責任非難の度合いが低く、可塑性が高いことを考慮する必要があり、少年に対して絶対的終身刑を科すことについては完全に排除しなかったものの、その犯行が矯正不能な墮落した傾向を反映しているような稀なケースを除いては、かかる絶対的終身刑は不均衡な刑罰であることを理由に、絶対的終身刑を必要的に科すことは第 8 修正に違反すると判断した。

これを受けて本件申請人モンゴメリーは、Miller 判決に基づいて、自身に必要的に科された絶対的終身刑が違法であると主張して、州の District Court に事後的審査を申し立てた。

District Court は、Miller 判決は有罪判決確定後の事後的審査において遡及的に適用されないとして、申請人の申し立てを退けた。申請人は、監督権行使に基づく令状 (supervisory writ) の申請を行い、州の Supreme Court は、Miller が州の事後的審査において遡及的に適用されないとした州の先例 (State v. Tate⁴²) に依拠して申請を却下した。

合衆国最高裁判所は、ルイジアナ州 Supreme Court が Miller での合衆国最高裁判所の判断に遡及効を与えることを否定したことが正しかったかどうかを判断する権限が合衆国最高裁判所にあるかという問いと、Miller 判決が、絶対的終身刑を宣告された者に、事後的審査において遡及的に適用される特定の新しい実体的なルールを採用したかどうかという争点を審理するため、サーシオレイライを認容した。

(ii) ケネディ裁判官執筆の法廷意見 原判断破棄、差戻し。

A 管轄権について：当裁判所は、憲法上の新しい実体的なルールが特定的事案の結論を左右する場合には、憲法が州の事後的審査を行う裁判所がそのルールに遡及効を与えることを要求しているものと判断する。新しい実体的なルールの遡及効を確立した Teague の結論は、憲法に基礎を置くものとしてよく理解できる。実体的なルールの性質、手続上のルールとの相違、遡及的適用の歴史に言及した当裁判所の先例は、有罪判決がいつ確定したかにかかわらず、憲法は実体的なルールが遡及することを要求している。

実体法上の新たなルールが遡及効を有するとした Teague は、手続的保障を超える憲法上の権利に遡及効を与えるアメリカ合衆国の長い伝統を継承している。Ex parte Siebold⁴³ は、憲法に違反する法の下での有罪判決は、単に瑕疵があるというだけではなく、違法且つ無効であり拘禁の合法的な理由た

り得ないため、有罪確定の時期に関わらず実体的なルールは遡及効を有するとしている。同様の論理が、憲法が刑罰を科す権限を州から奪った刑罰に対する異議申し立てに適用される。一般原則として、実体的なルールが宣言される前に判決が確定したかどうかにかかわらず、実体的なルールに違反する有罪判決または刑罰を維持する権限を裁判所は有さない。

Sieboldをはじめ、当裁判所の先例は、有罪判決や量刑についての州の裁判所の事後的審査を含んでおらず、また、合衆国憲法は、新しい実体的なルールが州の事後的審査において遡及効を有するかどうかについて扱っていないので、ここでの問いを直接に左右するものではない。とはいえ、これらの判断は本件の問いの分析にとって重要な関係性を有している。Sieboldでは、憲法違反の法律は無効であり、憲法違反の法律に従って科された刑罰は無効であることが示されており、また、憲法が禁ずる刑罰を執行することを許す祖父条項（既得権益者除外条項・grandfather clause）は存在しない。事後的審査における実体的なルールの適用に関しても同じ原理が適用されるべきであって、州が人身保護申請者の行為を禁止する権限を持たない場合、その者を刑務所に留めることを憲法上主張することはできない。

憲法の最高法規条項の下では、事後的審査を行う州の裁判所は、憲法により禁止された刑罰を受刑者に与え続けることを命じる、連邦の人身保護裁判所より大きな権限を有するものではない。州の事後的な手続が、連邦法の規律する主張に開かれているとすれば、州裁判所は連邦法が要求する救済を行う義務がある⁴⁴。州の事後的審査手続が受刑者にその拘禁の合法性を争うことを認める場合、州は結果を決定する実体的な憲法上の権利に遡及効を与えることを拒むことはできない。

主張が適切である限り、事後的審査手続において、州は憲法の下で主張される権利を否定できない。州の事後的審査手続は、当裁判所の判断が実体的な問題として第8修正の下で、特定の量刑を違憲であるとしたという主張に対して開かれている。申請人は、Millerが憲法上の実体的なルールを宣言したのであり、州のSupreme Courtがその遡及効を認めなかった誤りがあると主張している。当裁判所はこの決定に対して審査する権限を有する。

B Millerの遡及効について：Millerは、特定の刑罰が少年に適用された場合に不均衡を生ずるという当裁判所の一連の先例に基礎付けられている。

これらの先例には、第 8 修正が、殺人以外の犯罪について有罪認定された未成年に絶対的終身刑を禁止しているとした *Graham v. Florida*⁴⁵ と、第 8 修正が犯行当時 18 歳未満である者への死刑を禁じているとした *Roper v. Simmons*⁴⁶ が含まれる。Miller は、*Roper* と *Graham* で確立された、少年と成人は憲法上異なるという、少年の限定的な責任非難と可塑性に起因する原理を出発点にしている。Miller は少年の責任非難の低さや可塑性といった独特な特性は、絶対的終身刑を科すことについての応報や抑止といった刑罰学的な正当性を縮減させるとした。

更に Miller は、絶対的終身刑を科す前に、犯罪者の若年性を考慮に入れることを要件とただけでなく、仮に少年の年齢を考慮したとしても、その犯罪が、成長過程の過渡的な未熟さを反映している場合には、絶対的終身刑を科すことは第 8 修正に抵触するとした。Miller はその犯罪が矯正できない墮落した傾向を反映している稀な場合でなければ少年の犯罪者に対する絶対的終身刑は行き過ぎであるとし、成長過程の未熟さを反映した犯罪を行った未成年という、一定の範疇の被告人への絶対的終身刑が違憲であることを示したものであり、憲法上の実体的なルールを宣言したといえる。大部分の未成年の犯罪者を法が認めていない刑罰に直面させるという重要な危険を必然的に伴うからである。

Miller の判断は、刑の判断者に少年に絶対的終身刑が適切であると判断する前に、その若年性と特性を考慮することを要件づけている点で、手続的な要素を有している。州は、このことから、Miller は手続的な法理を示したのだという。しかし実体的なルールの実現が、手続的な要件に融合する場合や手続の変化に実体的な変化が付随する場合がある。Miller が命ずる若年性を量刑要素として考慮するための聴聞は、絶対的終身刑を科し得る少年とそうでない少年を区分するのに必須のものであって実体的な効果を与えるものである。

Miller に遡及効を与えるとしても、少年の犯罪者が必要刑としての絶対的終身刑を受けたすべてのケースにおいて、州に対して再度の審理や再度の量刑を要求するものではない。州は、殺人を犯した少年に仮釈放の可能性を認めることにより、Miller 違反を修復できる。仮釈放の適格を拡大することは州に多大な負担を負わせるものではないし、州の有罪判決の終局性を妨げる

ものではない。

(iii) スカリア裁判官の反対意見（トマス裁判官、アリート裁判官参加）

A 管轄権について：通常上訴に係属中の場合に憲法上の新たなルールの遡及適用が求められることを確立した Griffith のルールは憲法上の強制力を有し、下位の州裁判所ないし連邦裁判所を拘束する。しかし、Teague には Griffith で議論されたような、憲法裁判における根本規範（basic norms of constitutional adjudication）や州裁判所の義務についての議論は含まれておらず、Teague の原則もその例外も憲法上強制されるものではない。事後的審査は手続きの終局性に関わるが故に、通常上訴とは根本的に異なる。ひとたび判決が確定した後に受刑者が受け得る救済はすべて恩恵（grace）の問題であって、憲法の規範の問題ではない。

法廷意見は、新たな実体的なルールの遡及効を確立した Teague のルールが憲法に基礎を置き、連邦と州の裁判所双方を拘束するという、これまで存在しなかった憲法上のルールを創り出した。法定意見は、最高法規条項が根拠となるというが、同条項は、新旧どちらの連邦法が最高法規なのかという別の問いを導き出すのみである。

また、法廷意見は U.S. Coin & Currency や Yate に依拠しているが、いずれも事案を異にし、失当である。また Siebold は、連邦の受刑者に対し連邦人身保護令状を発付する権限の限界を広げた判断であって、州の裁判所における憲法上要件とされる救済に関する「一般原理」を Siebold から合理的に導き出すことはできない。Siebold は、令状を発付する当裁判所の制定法上の権限に関する判断であり、憲法上の救済を要求するものではない。

今日まで、新たに宣言された実体法上のルールに対する過去の違反をもって救済を憲法上義務付けられた連邦裁判所はない。Teague の例外を撤廃するのは議会の特権である。最高法規条項は、連邦の裁判所に課すことができない憲法上の義務を州の裁判所に課すものではない。

法定意見は、実体的なルールが特定の行為を禁止し、ある種の刑罰を科す権限を排除することから、自動的に被告人の有罪判決や量刑を無効にするという結果になるとする。この主張の根拠としてはデュー・プロセス条項や平等保護条項が考えられよう。しかし、その当時の連邦の憲法に完全に調和しているが半世紀後に合衆国最高裁判所によってルール変更がなされることを

予期できなかった確定判決を下すことがデュー・プロセスの否定であるはずはない。また、法律も憲法も変化するものであって、かつての被告人を今の法律より厳しい法律にとどめることが平等保障条項の否定であるならば、後の被告人を 50 年前よりも厳しい法律の下で裁くことも平等保護条項の否定となるであろう。平等原則はすべての時代において刑事法が同じであることを要求しない。

ひとたび有罪判決が確定した後に新旧どちらのルールを適用するかは、州の判断に委ねられるのである。憲法はその選択に関して何ら言及していない。

B Miller の遡及効について：法廷意見は Miller のルールを書き換えている。Miller は Roper や Graham のように、ある範疇に属する犯罪者やある種の犯罪に対する刑罰を典型的に禁じるものではなく、刑罰を科す際の一定の手続的保障を命じるのみである。絶対的終身刑が憲法違反となるかどうかの問題について Miller の記述は曖昧である。法廷意見は Miller のルールを適用しているのではなく、歪め書き換えることで、少年の犯罪者に絶対的終身刑を廃止しようとし、州に仮釈放を認めるよう迫っているのである。

(iv) トマス裁判官の反対意見

法廷意見は、合衆国憲法が州および連邦の有罪判決後の事後的審査において裁判所に新しい実体的なルールに遡求効を与えることを要件づけていることから、この要件が充たされているとするが、合衆国の憲法と伝統はそのような権利を認めていない。

最高法規条項そのものから実体的権利を導き出すことはできない。また、合衆国憲法第 3 条は連邦の司法権の範囲を定めるものであって、有罪判決後の審査を行う州の裁判所に対して実体的なルールの遡及適用を強いることはできない。同条が求める司法の完全性は、連邦の裁判所に限ってみても、係属中の通常上訴には新たなルールの適用を要件とするが、事後的審査についてはこれを強いるものではない。

デュー・プロセス条項も根拠にはならない。たとえデュー・プロセス条項が新たな実体的ルールを予期することを裁判所に要求したとしても、上訴権や確定した有罪判決に対する事後的攻撃の権利を保障するものではなく、裁判所は事後的審査において確定した有罪判決または量刑の再審理を強いられるものではない。憲法は有罪判決確定後の救済を要件としていないので、事

後の審査を行う裁判所があらゆる種類の潜在的な誤りを再審理する必要はない。また、平等保護条項も新たな実質的規則を遡及的に適用するための事後的審査の請求を正当化するものではない。通常上訴中の者と事後的審査中の者との区別は長く合理的なものと理解されてきており、事後的審査における新たな実体的ルールの遡及効を強いるものではない。

Teague は、連邦の人身保護法の解釈に関するものであって、憲法上のものではない。法廷意見の立場は、連邦制の下での終局性を否定するものである。

5. 検討

(1) これまで見てきたように、アメリカ合衆国においては、Teague 以降、憲法上の新たなルールの遡及効について、新たなルールが宣言されたときに通常上訴係属中の事件に対しては遡及適用がある一方で、新たなルールが宣言された際に確定していた判決に対しては、ごく例外的な場合を除いて遡及適用されないとの法理が確立されている。こうした中で、Teague の実体的ルールの例外が憲法上の要求であるとした Montgomery は、確定判決に対する事後的審査における、新たなルールの不遡及原則に関して新たな展開を示すものであることから、以下、Montgomery について若干の検討を加える。

Montgomery では、第 1 に、州裁判所が Miller での合衆国裁判所の判断に遡及効を与えることを否定したことが正しかったかどうかを判断する権限を合衆国最高裁判所が有するか、すなわち、Teague で示された遡及適用についての例外の要件が州裁判所を拘束するかという問題と、第 2 に、州裁判所を拘束するとして、Teague に基づいて Miller のルールが遡及適用されるかという問題の二点が争点とされた。

(2) 第 1 の問題について、これまで合衆国において、確定判決後に下された憲法上の新たなルールの遡及効の問題は、裁判の基本的公正さの保持にかかわる合衆国憲法上の基本権保障と有罪者処罰の要求とのバランスを図ろうとする、連邦の人身保護手続と表裏をなす問題として主に議論されてきた。

そして、Teague の不遡及原則と二つの例外についても、このような人身保護手続に限定しての合衆国最高裁の基本的な立場を示すものとされてきた。Teague はあくまでも連邦人身保護手続に関する事案であって、合衆国の複雑な連邦と州との関係の中で、州の立場の尊重 (comity) に基礎をおいて、州の利益と連邦人身保護の審査の機能との調和を図ったものであって⁴⁷、Teague のルールは州の確定判決後の手続を拘束しないとするのが Danforth までの合衆国最高裁判所の立場であり、Teague は人身保護法の解釈の問題であるとされてきた。ところが、Montgomery の法廷意見は、Teague の例外のうち、実体的なルールの例外は憲法上の根拠を有するものであり、したがって州の裁判所を拘束するとした。この点で Montgomery は重要な判断である。

ただし、Montgomery の法廷意見が実体的なルールの例外が憲法上の要請であるとする理由は必ずしも明確ではない。法廷意見は合衆国最高裁判所の先例と最高法規条項をその根拠として挙げる。しかし、法廷意見の挙げてある先例は事後的審査にかかわるものではないことから、これら先例を遡及効の根拠とすることは説得力に欠けると言わざるを得ないであろう。また、最高法規条項についても、新たな実体的ルールの遡及適用が憲法上に基礎付けられてはじめて最高法規条項は意味を持つのであって、これを根拠とすることは困難であると思われる。

この点、実体的なルールが遡及効を持つ合衆国憲法上の根拠となり得るものとして、デュー・プロセス条項がある。アメリカ合衆国憲法は、連邦に対しては第 5 修正で、州に対しては第 14 修正で、「何人からも、法のデュー・プロセスによらずに生命、自由または財産を奪ってはならない」と規定する。このデュー・プロセス条項は、今日では刑事手続における告知と聴聞を中核とする手続を要求するにとどまらず、それを超えて、開かれた文言ゆえに、合衆国憲法に明文根拠がない権利の一般的保障規定となっている。それゆえ、憲法の個別の条項に違反していない場合であっても、正義や公正の基本的観念に反する手続は憲法に違反するものだとし救済を行う根拠となる。実体的ルールの変更により、一定の行為や一定の者に一切刑罰を科すことができない憲法的な保障がなされるとするのであれば、もはや拘禁する根拠が憲法上存在しないにもかかわらず、その者を継続して拘禁することは、デュー・

プロセス条項が禁止する恣意的で不当な政府の拘束にあたるということもできるであろう。また、刑事裁判において、同様の事件は同様に扱われなければならないことは、正義と公正の基本的概念である⁴⁸。遡及効を認めないことにより、同じ立場にある者が判決の確定時期という偶然の事情により、新たなルールのもたらす利益を享受する者と享受しない者が生ずるという点⁴⁹で、このような正義と公正の概念に反するといえんとするならば、遡及効の根拠はデュー・プロセス条項に求められるということになろう。

これに対して、Montgomery のスカリア裁判官、トマス裁判官の反対意見はデュー・プロセス条項は根拠とならないとする。確かにスカリア裁判官が示唆するように、当時のルールに従って下された判決に基づく拘禁は、裁判官の恣意や個人的な政策判断によるものではなく、当時のルールに則り、それまでの事例と同一に扱われている限り、デュー・プロセス違反に至るような明白な手続的不合理があるとまではいえないとの主張にも、説得力があるように思われる⁵⁰。

Montgomery は、Teague が示した実体的ルールの遡及適用が憲法上の要求であるとしたが、その根拠や内容は十分に示されておらず、今後明らかにされる必要があるだろう。

(3) 第2の問題については本稿と直接の関係はないので簡潔に触れるにとどめる。Montgomery の法廷意見は、Miller で示されたルールを憲法上の新たな実体的ルールであるとした。Miller の法廷意見が、絶対的必要刑が適法な量刑として選択できるのは稀であるとした点⁵¹をとらえ、Miller はそのような例外的な場合を除いて少年に対する絶対的終身刑を禁ずるルールであると解している。これに対してスカリア裁判官の反対意見は Miller のルールは終身刑を科すにあたって、その特性ゆえに少年を保護する手続を保障するものであって、手続的なルールであるとする⁵²。

Miller のルールが実体的なルールと見るか手続的なルールと見るかについては、合衆国においても論者によって評価が異なるようである⁵³。Teague は、例外的に合衆国最高裁による新たなルールが遡及する例外的な場合として二つの類型を挙げているが、必ずしも両者の区別は明らかではないという指摘がなされている。実際に Teague の例外にあたるかどうかについては下

級裁判所においても判断が分かれるケースが多くあり、また、本件も含め合衆国最高裁判所の裁判官でさえ判断が分かれるケース⁵⁴が生じているのである。この点については、今後合衆国最高裁判所による判例の集積を待つほかないのかもしれないが、新たなルールの遡及適用が与える影響の大きさを考えると、より明確なルールが必要であるという主張にも十分説得力があると思われる⁵⁵。

6. おわりに

以上、アメリカ合衆国における判例の展開を中心に刑事手続における判決の遡及効に関する議論を概観し、若干の検討を加えた。

これまで、刑事司法における憲法判断の遡及効についての合衆国での議論は、わが国ではあまり参考にされてこなかったように思われる。その理由は、合衆国の人身保護手続のような憲法上の手続違反を理由とする非常救済手続がなく⁵⁶、違憲判決の遡及効を争う手続が乏しかったこと、わが国の裁判所は具体的争訟に法を解釈適用する司法裁判所であり、その性格上法令を違憲とする判決の効力が当該事件への個別的効力を有するにとどまるとする個別的効力説の当然の帰結として遡及効がないことが当然の前提とされてきたことにある。現在でも、判例の変更が遡及するかという議論はあまりみられない。

わが国の憲法 31 条もデュー・プロセスを保障しているとするのが通説的な解釈であり、憲法のどの条文に反すると明らかにはいえないが、憲法の精神に反するといわざるを得ない場合を救済する根拠とされる⁵⁷。そうだとすれば、刑事手続において最高裁判所の違憲判決が下されることにより、正義と公正の基本的な観念に反する現象が生じている場合には、これを確保するため憲法 31 条の要求として救済を行うべきとする余地はあるであろう。もちろん、いかなる場合に、正義や公正さに反することになるのかは一義的に決せられるものではなく、わが国の社会の価値観や常識に照らして検討する必要があるのであって、合衆国の議論がそのまま当てはまるとは限らない。しかし、現在の合衆国での議論にみられるように、憲法判断の遡及効が憲法

の要求となりうるとするならば、それがいかなる内容を持つもので、どのような論理に基づいているのかを検討する意味はあるであろう。

そうすることで、わが国において、現行の上訴制度や再審、非常上告制度といった現行法上の救済手段の解釈や運用に関しても、憲法の要求から刑事被告人の救済がいかにあるべきか、という点から改めて議論する契機にはなり得よう。

合衆国最高裁判所は、憲法上の新たな実体的ルールの遡及効は合衆国憲法に基礎づけられているとの判断を下した。しかし、その内容については必ずしも十分に説明されておらず、今後明らかにすべき点も多いが、本稿では十分に検討ができず、問題点を指摘するにとどまった。これらの点については今後の課題としたい。

(Endnotes)

- 1 渥美東洋『全訂 刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣 2009年）570頁。
- 2 最判昭和33年4月25日刑集12巻6号1203頁。
- 3 前掲注1 571頁。
- 4 たとえば、普通殺人の加重類型である刑法200条の尊属規定の違憲判決（最判昭和48年4月4日刑集27巻265頁）がなされた後、違憲判決の遡及効を認めるのであれば、刑法上の尊属規定による有罪判決確定者には非常上告による救済が考えられるところであるが、そのような措置は採られず、法務省の通達による個別적인恩赦による救済が図られた。中村心「もしも最高裁が民法900条4号ただし書きの違憲判決を出したら」東京大学法科大学院ローレビュー 7号（2012年）194頁参照。ただし、遡及効が皆無であるとする、恩赦による救済の理由が不確かとなるとの指摘もある。長谷部恭男「判例の遡及効の限定について」論究ジュリスト13号114頁脚注27）。
- 5 大沢秀介「法令違憲判決の効力」大石眞＝石川健治編「憲法の争点」ジュリスト増刊（有斐閣 2011年）280頁等。
- 6 この点について論じたものとして、時國康夫「違憲判決の効力」熊谷弘ほ

- か編『公判法大系Ⅲ 第 3 編公判・裁判 (2)』(日本評論社 1975 年) 367 頁。非刑事の事例では、民法 900 条 4 号但し書き前段が憲法 14 条 1 項に違反するとした最高裁判所大法廷決定が遡及効を制限した点に関連して、いくつかの論稿がある。前掲注 4 中村、長谷部のほか、尾島明「最高裁の違憲判決の遡及効」法の支配 175 号 (2014) 84 頁など。
- 7 Montgomery v. Louisiana, 577 U.S. (2016).
 - 8 浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版会 1999 年) 9 頁及び 111 頁参照。
 - 9 本来人身保護令状は、一見正当に見えるが実は裁判を行う適法な根拠 (jurisdiction = 裁判権・裁判管轄権) のない者が、債務不履行などを理由に不当に人を拘束する場合を救済する民事手続として生じたものであり、身柄の拘束の根拠がどのようなものであれ、拘束されている者の身柄を裁判所の面前に引致することを拘束している者に対して命じ、その拘束に正当な根拠があるかどうかを判断する手続であった。渥美東洋『レッスン刑事訴訟法 [下]』(中央大学出版部 1987 年) 189 頁以下参照。
 - 10 28 U.S.C. 2254.
 - 11 連邦の人身保護手続に関する論稿には多くのものがある。たとえば、宮城啓子『『刑事上訴』としてのヘビース・コーパス』成城法学 25 号 (1987 年) 35 頁、同「ヘビース・コーパスに関する一考察」樋口陽一ほか編『現代立憲主義の展開』(有斐閣 1993 年) 所収 823 頁、鈴木義男「アメリカ合衆国における刑事再審制度 (一) (二・完)」警察研究 39 卷 9 号 (1968 年) 35 頁、同 10 号 3 頁等。
 - 12 William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* (University of Chicago Press, 1979) vol.1, p.69.
 - 13 Id.at 70.
 - 14 Kuhn v. Fairmont Coal Co. 215 U.S. 349 (1910) (Holmes,J.,dissenting) (“I know of no authority in this Court to say that, in general, state decisions shall make law only for the future. Judicial decisions have had retrospective operation for near a thousand years.”).
 - 15 See, Mary C. Hutton, *Retroactivity in the States: the Impact of Teague v. Lane on State Postconviction Remedies*, 44 Ala. L. Rev. 421, 429 (1993).

- 16 See, *Great Northern Railway Company v. Sunburst Oil & Refining Company*, 287 U.S. 358 (1932).
- 17 372 U.S. 335 (1963). この事件については、小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向（4）」*名城法学* 51 卷 3 号（2002 年）61 頁、指宿信・別冊ジュリスト 213 号（2012 年）110 頁。
- 18 367 U.S. 643 (1961). この事件については、渥美東洋『捜査の原理』（有斐閣 1979 年）189 頁、坂巻匡・別冊ジュリスト 213 号（2012 年）114 頁参照。
- 19 384 U.S. 436 (1966). この事件については、芝原邦爾・ジュリスト 356 号（1966 年）106 頁、田宮裕・アメリカ法（1966 年）2 号（1966 年）328 頁、笹倉宏紀・別冊ジュリスト 213 号（2012 年）114 頁。
- 20 397 U.S. 358 (1970). この事件については、高田昭正「合衆国の人身保護令状（2）」*岡山大学法学会雑誌* 39 卷 1 号（1989 年）62 頁参照。
- 21 372 U.S. 391 (1963).
- 22 381 U.S. 618 (1965). この事件については、田中英夫・アメリカ法 1966 年 1 号（1966 年）98 頁参照。
- 23 338 U.S. 25 (1949). この事件については、渥美・前掲注 18 参照。
- 24 See, e.g., *Johnson v. New Jersey*, 384 U.S. 719 (1966); *Stovall v. Denno*, 388 U.S. 293 (1967).
- 25 See, *Mary C. Hutton*, *supra* note 15. また、*Desist v. United States*, 394 U.S. 244 (1969) でのハーラン裁判官の反対意見は、通常上訴の場合においては、新たなルールが宣言された当時に上訴係属中のすべての事件に、新たなルールを遡及適用するのが、裁判上の基本的な規範であるとして *Linkletter* 基準を批判する。
- 26 479 U.S. 314 (1987).
- 27 476 U.S. 79 (1986). この事件については、米国刑事法研究会（代表 渥美東洋）・アメリカ刑事法の調査研究（30）（橋本裕蔵 担当）*比較法雑誌* 20 卷 3 号（1986 年）120 頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第四卷』（成文堂、1994 年）118 頁以下（宮崎英生 担当）、藤田浩・判タ 642 号 51 頁以下、小山田朋子・別冊ジュリスト 213 号（2012 年）128 頁参照。
- 28 489 U.S. 288 (1989). この事件については、浅香吉幹「合衆国における連邦

裁判所の領分 (四・完) ——連邦制に基づく管轄権行使の限界——」法学協会雑誌 109 卷 5 号 109 頁参照。

- 29 その後、同じ年に判断された Penry において、実体法上の例外として、被告人の属性や犯した罪を理由として、あるグループに属する被告人に特定の種類の刑罰を禁止するルールが含まれるものとされた。See, Penry v. Lynaugh, 492 U.S. 302 (1989).
- 30 被告人の有罪判決が確定した当時までに存在した先例が命ずるところではないルールをいう。新たなルールに当たるか否かの判断基準は必ずしも明確ではないが、判例変更がされた場合や、政府に新たな義務を課するようなルールがこれにあたるといえよう。浅香前掲注 28 頁参照。
- 31 497 U.S. 639 (1990). 陪審による有罪認定後の量刑手続において、死刑選択の際の加重事由の認定を裁判官単独で行うことができるとした事例。小早川義則『デュープロセスと合衆国最高裁 I 残虐で異常な刑罰、公平な裁判所』(成文堂 2006 年) 312 頁参照。
- 32 536 U.S. 584 (2002). 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 V』(中央大学出版部 20016 年) 417 頁 (小木曾綾 担当) 参照。
- 33 542 U.S. 348 (2004). 椎橋編・前掲注 32 426 頁 (小木曾綾 担当) 参照。
- 34 なお、本件の反対意見と、原審である第 9 巡回区 Court of Appeals は、Ring は刑事手続きの転換点となるようなルールにあたるとする。
- 35 549 U.S. 406 (2007). この事件については、英米刑事法研究会 (田口守一代表)・比較法学 42 卷 2 号 (2009 年) 344 頁 (小川佳樹 担当) 参照。
- 36 488 U.S. 56 (1980). 予備審問で入手された被告人に不利な供述を、公判でその証人が出頭しない場合に許容しても、第 6 修正の対決権条項に違反しないとされた事例。渥美東洋編『米国刑事判例の動向 III』(中央大学出版部 1994 年) 297 頁 (安富潔 担当) 参照。
- 37 541 U.S. 36 (2004). この事件については、米国刑事法研究会 (代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究 (106) (早野暁 担当) 比較法雑誌 39 卷 4 号 210 頁、英米刑事法研究会 (田口守一代表)・比較法学 39 卷 3 号 203 頁 (二本誠 担当) 参照。
- 38 552 U.S. 264 (2008). この事件については、米国刑事法研究会 (代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究 (126) (麻妻和人 担当) 比較法雑誌

- 44 卷4号（2011年）265頁参照。
- 39 本件についての邦文文献として、青野篤「殺人を犯した少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑を違憲とする判例の遡及効」大分大学経済論集（2016年）68巻3・4号29頁、今出和利「アメリカ少年司法における『絶対的終身刑』（LWOP）違憲判決の与えた影響——遡及適用をめぐる連邦最高裁判所『モントゴメリー判決』（*Montgomery v. Louisiana*）を中心に——」現代社会研究14号75頁参照。
- 40 567 U.S. 460 (2012). この事件については、米国刑事法研究会（代表 椎橋隆幸）・アメリカ刑事法の調査研究（133）（堤和通 担当）比較法雑誌46巻3号（2012年）461頁参照。
- 41 See, Josh Rovner, *Juvenile Life Without Parole: An Overview* (Aug 01, 2017), <http://www.sentencingproject.org/publications/juvenile-life-without-parole/>
- 42 130 So. 3d 829 (La. 2013).
- 43 100 U.S. 371 (1879).
- 44 *Yate v. Aikin*, 484 U.S. 211,218 (1988).
- 45 560 U.S. 48 (2010). この事件については、英米刑事法研究会（田口守一代表）・比較法学45巻1号（2011年）167頁（野村健太郎 担当）、永田憲史・アメリカ法（2012年）202頁参照。
- 46 543 U.S. 551 (2005). この事件については、岩田太・アメリカ法2005年2号（2006年）368頁、勝田卓也・法学雑誌52巻4号（2006年）824頁参照。
- 47 See, 489 U.S. 288, at 308, 310.
- 48 渥美東洋『罪と罰を考える』（有斐閣 1993年）279頁。
- 49 この点について、不遡及適用が平等保護条項に反するとする立場もある。See, Thomas S. Currier, *Time and Change in Judge-Made Law: Prospective Overruling*, 51 Va. L. Rev. 201, 204 (1965).
- 50 See, 136 S. Ct. 718, at 741 (Scalia, J., dissenting).
- 51 567 U.S. 460 at 509.
- 52 See, *supra* note 50, at 743.
- 53 130 Harv. L. Rev. 377 (2016). See e.g., Perry L. Moriearty *Miller v. Alabama and the Retroactivity of Proportionality Rules*, U. Pa. J. Const. L.

- 929 (2015); Beth Caldwell *Miller v. Alabama as a Watershed Procedural Rule: The Case for Retroactivity*, 10 Harv. L. & Pol'y Rev. S1 (2015).
- 54 See, e.g., Summerlin, *supra* note 33.
- 55 William W. Berry, *Normative Retroactivity*, 19 U. Pa. J. Const. L. 485 (2016).
- 56 わが国にも人身保護法があるが、ほとんど活用されておらず、これまでのところ人身保護法による救済について語られるところはほとんどないが、この点を積極的に関するものとして、時國・前掲注 6 376 頁以下がある。
- 57 法学協会編『註解日本国憲法（上巻）（改訂版）』（有斐閣 1953 年）588 頁。

(あさづま・かずひと 桐蔭横浜大学法学部准教授)